

○茨城県立医療大学産学連携研究推進委員会規程

令和3年4月1日

医療大訓第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第12条の規定に基づき、茨城県立医療大学産学連携研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む。）、各センター、研究科及び附属病院の専任教員各1名

(2) その他学長が指名する者

(3) 教務課長

2 前項第1号の委員は、各学科長及び各センター長、研究科長、附属病院長の推薦により、学長が任命する。

3 第1項の規定に係わらず、第1項第1号の委員は、あらかじめ学長の承認を得て、第2号の委員を兼ねることができる。

(任期)

第3条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 茨城県立医療大学・いばらき成長産業振興協議会機器開発促進会議に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代行する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を会議に出席させて、審議事項の説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

7 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を

得て、代理の者を出席させることができる。

(委員長の専決)

第7条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長はこれを委員会に報告しなければならない。

(部会)

第8条 委員会は、審議を適切に行うため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

なお、同日付をもって「茨城県立医療大学機器開発促進部会設置要項」(平成27年7月22日施行)は廃止する。